

11月13日(木) 結審です 法廷にご参加を！

国相手の大飯原発3・4号運転停止を求める裁判(大阪高裁) 高裁でも勝利しよう・――

2025 年 1 1 月 1 3 日 (木) 1 4 : 0 0

第 11 回 法 廷：大阪地裁 202 号 法 廷

報 告・交 流 会：法 廷 終 了 後 島 根 ビ ル 9 階 会 議 室

(裁判所から歩5分。終了後に一緒に移動します)

手荷物検査を受けて、20分前には202号法廷に入ってください。
※ただし、傍聴券の抽選がある場合は、時間等を改めてお知らせします。

原告、支援者の皆さまへ、裁判へのご支援に感謝しています。

11月13日(木)第11回法廷でいよいよ結審となりました。2020年12月4日大阪地裁での一審勝訴から約5年です。一審判決は、初めて規制委員会の「過誤・欠落」を認め、地震規模の「ばらつき」問題で、大飯3・4号炉の設置変更許可の取り消しを命じた画期的なものでした。

控訴審でも勝訴しましょう。結審の傍聴に、ぜひご参加下さい。

*原告は結審に向け最終準備書面を提出します

控訴審での以下3つの争点について、まとめの主張として最終準備書面を提出します。

第1：「ばらつき」問題に加え、経験式として入倉・三宅式を用いていること等による地震動の過小評価について

第2：敷地内破砕帯の活動性、連続性について

第3：重大事故時の事故拡大防止策、放射能拡散防止策（汚染水対策）について

*小山英之原告共同代表が、最終意見陳述を行います

一審判決から約5年、一審提訴（2012年6月）からは13年余となります。大飯原発3・4号の設置変更許可を取り消すべきとの強い想いと、その根拠について述べます。

*法廷終了後に報告会・交流会を持ちます

◇報告会：当日の法廷・書面、判決日等について、弁護団・事務局等から報告と議論

◇交流会：乾式貯蔵施設を巡る状況や取り組みの紹介と議論

高浜第1期分の乾式貯蔵施設建設の事前了解は、9月福井県議会で先送りになりました。六ヶ所再処理の審査の遅れ等によるものです。この間の取り組み紹介、今後についても議論しましょう。

(全体の終了は17時頃を予定しています)

これまでの書面・報告一式はこちら <https://x.gd/XwKPr>



2025 年 10 月 9 日 おおい原発止めよう裁判の会事務局

(連絡先：美浜の会気付) 大阪市北区西天満 4-5-8 八方商事第2ビル 301号

TEL：06-6367-6580 FAX：06-6367-6581 mihama@jca.apc.org